

狩谷棧齋の西遊 其二

梅 谷 文 夫

棧齋が文政十年冬に五度目の西遊を行なったことは、静嘉堂文庫所蔵の松崎慊堂の日記『慊堂日曆』同年十月九日の条の次の記事によって判明する。

道順（道純の誤記）云、棧齋以初五日発。語余以遊伊豆。語道順以遊尾州、或及伊勢。語英平云、往京師。蓋有所求、而不輒語人已。

この日、渋谷羽沢村の慊堂の隠宅木倉山荘（石経山房）において、『文中子中説』の会読が行なわれ、会后、会者の一人、弘前藩表医者渋谷道純全善、号抽齋から、棧齋が十月五日に西遊に出立したことを聞いたというのである。

棧齋が帰府したのは発程から五十八日目、同年十二月三日のことであった。『慊堂日曆』同年十二月十四日の条に次のように記載されている。

夜、入求古楼宿。主人以本月三日⁽¹⁾帰。

求古楼主人とは棧齋のことであること、ことわるまでもあるまい。

問題は行先である。

前に引用した『慊堂日曆』の記事によれば、棧齋は、慊堂には伊豆に行くと言い、抽齋には尾張に行き、次第によっては、伊勢までと語り、英平、すなわち本石町十軒店の本屋万笈堂英平吉には京都に行くと、人ごとに、まちまちな行先を告げて出立したという。

慊堂に伊豆へ行くと伝えたのは、発程十四日前の九月二十日であった。『慊堂日曆』同日の条に次のように記載されている。

遣丹羽生赴求古楼及杉本生、促爾雅刻版。（中略）丹羽生帰云、棧齋以廿五日遊伊豆。

丹羽生は越後新発田藩の儒者丹羽惣助恵、号思亭である。当時は藩から学費を給せられて慊堂に従学していた。

杉本生は、旧遠州掛川藩士、版木師翰香館杉本要蔵久徴、号望雲である。椋斎所蔵の北宋刊『御注孝経』や王文肅本『淳化閣帖』などを模刻している。ちなみに、『書誌学』第4巻第6号(狩谷椋斎号)96頁に、安田文庫旧蔵椋斎書簡の写真を「松本要蔵宛」として掲載しているのは、「杉」を「松」と読みちがえたのであろう。

それから三日後の九月二十三日に、慊堂は求古楼に止宿している。椋斎の旅行のことが話題となったはずであるのに、『慊堂日暦』同日の条、および翌二十四日の条には、それについては何も記録していない。

廿三。午下、赴今佐野嗣君講。夜、宿椋斎。

廿四。遇 淡斎。輪池社中人也。淡斎去。主人例置酒。小酔。赴神楽坂、訪正蔵院主。夜、帰山荘。

椋斎の旅行に関して何も記録していないのは、二十日に思亭に語った通り、二十五日に伊豆に出立するつもりで、椋斎が慊堂に対したからと考えられる。

伊豆と言えば、君沢郡熊坂村(修善寺町熊坂)の名主で、本居宣長門下の竹村平右衛門茂雄が椋斎の知友として知られている。恐らく椋斎は茂雄方に遊ぶつもりでいたのであろう。

九月二十五日に伊豆に出立して熊坂村に行き、十月五日以前に江戸に戻ることは不可能ではない。しかし、椋斎が伊豆から戻ったあとに西遊に出立したのであれば、抽斎は、それを慊堂に報じているはずである。慊堂が自分には伊豆に行くと言っていたのにと不審の念を抱くはずがないのである。九月二十四日、慊堂が求古楼を辞去したあと、翌二十五日に伊豆へ出立する以前に、事情が急変して、椋斎は、伊豆への旅行を中止し、更に遠方へ、別の目的の旅行をすることにしたと考えなければ説明がつかないのである。

椋斎は、抽斎には尾張に行くと言ったという。『慊堂日暦』同年十二月十四日の条の椋斎の帰宅を録した記事のあとに、次のような記事がある⁽²⁾。

瑠玉集残本一冊。旧十巻。交替式全一卷。五台山記。

現在書目収。雑家。似世説。秦鼎蔵。交替式、延暦時、統紀著人作。本守交
番式 五台山記、東福寺所蔵。

椋斎からの伝聞かと思われる記事である。

所謂佚存書の一つで国宝に指定されている『瑠玉集』零本二巻（巻第十二・巻第十四）は、名古屋大須の放生院真福寺文庫の所蔵である。尾張藩儒者秦士鉉鼎、号滄浪の所蔵と言うのは真福寺文庫本の写本であろう。栞斎からの伝聞を書きとめたとすれば、栞斎は、この旅行中、滄浪所蔵の写本を披閲したか、滄浪が写本を所蔵していることを知ったかして、それを慊堂に語ったということになる。名古屋には、栞斎の知友尾張藩奥医師浅井貞庵正封、号懈斎が居た。かれこれ考えあわせると、栞斎は、このたびの旅行で、名古屋に足跡を印しているらしく思われるのである。

栞斎は英平吉には京都に行くと言ったという。『慊堂日曆』の同記事に、重要文化財に指定されている京都東山東福寺所蔵の成尋撰『参天台五台山記』のことが書記されている。これによれば、栞斎は、このたびの旅行で、京都にも足跡を印しているらしく思われるのである。

三村清三郎編『栞斎華牋』所収の文政十一年五月二十八日付で栞斎が外宮権禰宜足代権大夫弘訓、号寛居に与えた書簡に、次のような一節が書記されている。

昨年、桑名より御尋被（奉の誤読か）申上候に付、御著述物類御目録被下、扱々御努之御義、毎々感伏仕候。

昨年、すなわち文政十年に栞斎が遠国に旅行したのは、問題の十月五日発程の西遊ただ一度である。したがって、栞斎が、このたびの西遊において、桑名に足跡を印したこと、また、書簡の文面から、伊勢の知友寛居らを訪ねることはしなかったことが明らかになる。

栞斎の旅行の目的が名古屋にあったとすると、桑名に足跡を印したのは、名古屋での所用を済ませ、抽斎に語ったように、伊勢に向かおうとしたからと考えるほかない。桑名から寛居に書簡を發したのは、体調を崩すか何かして、伊勢に行くことを諦め、そこから引き返したとでも考えれば、一応、説明はつく。

栞斎の旅行の目的が京都にあったとすると、往路は京都に直行したと考えるのが自然であろうから、寛居に書簡を發したのは、帰路ということになる。京都での所用を済ませるのに時間がかかり、伊勢に立ち寄ることを諦め、名古屋に立ち寄るだけにして、帰宅を急いだと考えれば、これまた一応は説明がつく。

それにしても、九月二十五日に出立を予定していた伊豆への旅を中止して、栞斎が、名古屋、あるいは京都に駆けつけようとした用事が何であったのか、それが明らかでないために、行先が名古屋であったのか、京都であったのか、それを明らかにし得ないのである。

実は、ここまでは、本誌第1号に、『儻堂全集』所収の儻堂の書簡「与椽斎書」が文政十年十二月四日に発せられたものであることを考証したさいに、その考証の前提として考えていたのであるが、当時知られていた資料の中に有力な手がかりがあったことに遂に気づかず、解決不能と諦めて放置してしまったのである。今頃それに気づいたのは迂闊としか言いようがない。

その資料とは、森銑三が『椽翁雜記』（『狩谷椽斎雜記』）に紹介している無窮会専門図書館神習文庫所蔵の村田春門の日記『楽前日記』⁽⁴⁾文政十一年二月十三日の条に節録されている同年正月七日付で伴州五郎信友が春門に与えた年始状である。

一、新撰字鏡云々。三右衛門は津輕屋と申家名にて、雅ニハ狩谷之望（望之の誤記）、漢名椽斎と称候。先年、靈異記之考証ヲ著述印行いたし候。類写本（類従本の誤記）ノ靈異記ニも、此男校行にて、奥書有之候。和漢之古書ヲ好候而、校合考証をむねといたし、就中、漢学ノ方長じ候様子、勿論、古道ハ夢にも知らぬ趣也云々。珍書をほり出し、人ニふけらかして、さて少も見せぬ風ニ相聞候也。此男が写帰候由。いかさま字鏡取いだし、浪華へと承及候ひき。功を得候ハ珍重ニ候へども、とても世にハ出すまじと存候へバ、ますますほしく相成候。しかれば、くがねの光にて出候道もひらけ候被察候。ササキ惣四郎が云々と申ロニ而は、かれも写取候半。何ほどのくがねあらバ出可申哉、御諭可被下候。力及候ハバ、与力申合、為写出申度、右御謀被仰下候ハバ云々。

森銑三は、春門は、当時、京都に居たと説明しているが、『楽前日記』によれば、この二日前の二月十一日に大坂に戻っている。

信友は椽斎とは交わっていなかったようである。椽斎が称三右衛門を長男懐之に譲り、以後、みづからは椽斎を称としたことを、それから八年も経っているのに、知らなかったようであるからである。

信友は、春門に、椽斎が上方で『新撰字鏡』の書写に成功して写本を江戸に持ち帰ったと報じている。既述のように、椽斎は、前年文政十年十二月三日に五度目の西遊から帰宅している。これによって、椽斎が五度目の西遊中に『新撰字鏡』を書写したことが判明するのである。

椽斎と交わりがなかったはずの信友の耳に、ほぼ一箇月で、写本を持ち帰ったことが伝わっているところを見ると、江戸の学者の間で、そのことが評判になったのであろう。『新撰字鏡』の写本を持ち帰ったことが江戸の学者の間で評判になったとすると、それは、宝暦十三年三月、賀茂真淵に随行して京都に遊んだ村田春郷・春海兄弟

が五条通寺町上ル西側の水玉堂天王寺屋市郎兵衛方で入手したという所謂村田本を初め、それまでに、多くの写本が発見されていた節録本系統の一本を書写して持ち帰ったからではなく、そのころ、法隆寺から流出したという噂が広まっていた所謂天治本、宮内庁書陵部所蔵天治元年鈔本を書写して持ち帰ったからではないかと考えたくなる。

天治本十二巻（ほかに「屬立次第」一巻）のうち、巻第二・巻第四両巻は、もと、神祇管領長上吉田家の家士鈴鹿筑前守連胤の所蔵であったこと、残る十巻は摂津国西成郡北伝法村の岸田忠兵衛の所蔵であったことが知られている。岸田家所蔵の十巻を連胤が世に現わしたのは安政三年、椋斎の死後二十一年目のことである。したがって、椋斎が天治本を書写したとすれば、連胤所蔵の両巻のみであったはずということになる。

椋斎が天治本巻第二・巻第四両巻の写本を所持していたことは、森銚三前掲論文に指摘しているように、『慊堂日曆』文政十二年十一月十八日⁽⁴⁾の条の次の記事によって判明する。

新撰字鏡十三巻。寛平八年僧昌住著。椋斎蔵第二・第四凡二巻。

また、椋斎所蔵の写本両巻が連胤所蔵本を手鈔したものであることは、『慊堂日曆』文政十二年九月朔日⁽⁵⁾の条の次の記事によって判明する。

井上主税。卜者居。

醍醐家臣。其所知、近買法隆寺所蔵新撰字鏡廿八巻（主税の誤聞か）。云闕二巻。二巻、京都某家蔵之。或是椋斎所鈔鈴鹿筑前氏蔵本。

なお、森銚三が前掲論文にあげる『椋斎華牋』所収九月十九日付足代大人宛書簡の「字鏡集七冊うつし出来候」は、寛元本（白河本）『字鏡集』のことで、証たり得るものではない。

当時、慊堂は、藩命により、大坂に仮寓していた。江戸を立ったのは文政十二年三月九日である。椋斎が連胤所蔵の天治本両巻の写本を所蔵していることを慊堂が知ったのは、江戸を立つ以前のはずであるから、椋斎が両巻を書写したのは更にそれ以前のことであるということになる。

渡辺金造『平田篤胤之研究』所収の平田篤胤が養嗣子鉄胤に命じて記録させたという日記『気吹舎日記』文政十一年十一月三日の条に、「椋斎へ、新撰字鏡古珍本返す。」と書記されている。以上の事実をふまえるならば、篤胤の言う「古珍本」とは椋斎所蔵の天治本巻第二・巻第四両巻の写本のことと推察されよう。信友が、春門に、椋斎が『新撰字鏡』の写本を持ち帰ったと報じてから十箇月後のことである。椋斎が持ち

帰ったのは天治本の写本と考えて、まず、まちがいあるまい。

天治本が法隆寺から流出したのは四年前の文政七年春ごろのことであるらしい。『楽前日記』同年四月二十七日の条に次のように書記されている。

夕方、高津中島豊足方へ立寄。新撰字鏡、法隆寺より出候よし。第二巻写一見。珍書也。

この記事からは、巻第二の流出が確認されるだけであるが、以下に述べるように、それから間もなく、巻第二・巻第四両巻が連胤の所蔵に帰したようであるので、この両巻がまず流出したのではないかと考えている。

春門は、『新撰字鏡』にはあまり関心がなかったのか、『楽前日記』を見るかぎりでは、その写本を架蔵しようと努めることはしなかったようである。

信友は、江戸の学者の間では、最も早く天治本の流出を知った一人であるらしい。『楽前日記』文政十年三月八日の条に節録されている日付不明の信友が春門に与えた書簡によって判明する。

一、酒井若狭守殿内伴州五郎来書。

書中。

相願度一事出来候。近年、法隆寺より出候由、新撰字鏡全本之欠二冊出候由、普通の本ハ抄出したし候ものニ而、コレハ其原本也。則一冊之首尾写も見及申候。本書、当時、京へ出、吉田家の鈴鹿氏買入、秘蔵いたし候義も慥ニ承及候へども、更ニ人ニは見せ不申候由、右本書ハ、御地に而、豊後産中島豊足と申人、内々模写いたし所持候を、或人見候而、右首尾の写をも小子ニ見せ申候。所望候て、豊足写させ呉候様ニも可相成事ニ懸合呉候由、右或人を以為頼候処、三年斗以前ノ事、更返事無之、段々相探候処、豊足帰郷いたし候由ニ而、行方不相知候。然所、右豊足ニ懇意之某之知人、右書、豊足より買受候て所持候義、格別重宝も不仕候間、買受送り候とも、又為写呉候様ニも可致旨、申越候故、いづれとも早々手に入候様ニと、金子なども差送而相頼候処、又々、久々音信無之、此頃、右中立之世話人迄申越候ハ、右所持人紀州ものニ而、国へ持行候処、没候故、不相分と甚不都合之返事来、大ニ力落シ申候。右豊足懇意之人之手はからひ候ハ、今ニ而ハ虚実不分明之間、曾而頼がたく候。いづれ豊足写候事ハ無相違候。何卒右本写所望ニ而候。もし尊兄御伝写も被成候ハバ重畳之義、御聞及も不被遊候ハバ、右手づる御考、いかでいかで御取出、東流仕候様御取斗被下度、偏ニ奉頼

上候。彼写首尾少し見候処、甚好珍書に御座候間、不堪欣望候。彼處談人、周防人田中新一郎（近藤芳樹）所持かと存候間、承見可申旨、申候へども、田中へハ、小子兼而申試候処、一寸と見候斗ニ而、写不申由、近頃も申来候。何分御丹誠被下度奉頼候云々。

豊足模写の天治本の重写を或る人に依頼したのが「三年斗以前の事」と言っているから、文政七年に、春門にやや遅れてと推察するが、信友は天治本の流出を知り、写本を入手すべく、種々、手を打ってみたらしい。気の毒なことに、信友の試みはことごとく失敗に終わったのである。

この書簡によれば、文政七年春に流出したのは連胤の所蔵に帰した巻第二・巻第四両巻のみであつたらしいが、信友が両巻の購入者についての情報を得ておりながら、「更ニ人ニは見せ不申」という何者かの言葉を鵜呑みにして、購入者に直接掛け合うことをしなかったのは、不覚と言われてもいたしかたあるまい。

春門が信友に対して何と答えたのかは不明である。『楽前日記』同年三月十八日の条に、「一、江戸大名小路酒井若狭守様御上屋敷伴州五郎方へ返書遣す。」とのみ記録するばかりである。

春門の返書を落掌した信友は、折り返し、大坂新天満町の町医者岩田三谷に天治本の書写料として預けた南鐐二朱銀一枚を取り戻してくれるよう、春門に依頼している。『楽前日記』同年五月九日の条に節録されている日付不明の信友が春門に与えた書簡に次のように書記されている。

一、先日此方へ返書相達候よし。伴州五郎。

○新撰字鏡之事、衣関内膳へ岩田三谷へ相頼、去々酉（文政八年）八月、手付南一遣候所、夫も差もどし不申、一向返答無之云々。依之、此度岩田三谷へ書状遣候間、せめてハ南一御取もどし可被下候云々。去年ハ、鈴鹿、江戸へ一冊持参、見せびらかし候て、手にもとらせず持帰り候由、真ノ小人、可悪、可悪。

書中に言う鈴鹿が連胤のことであるとすれば、信友が憎むのもっともかとは思いますが、去年、すなわち文政九年に連胤が出府したということも、所蔵の天治本を持参して見せびらかしたということも、ほかに徴すべき資料を見出し得ないため、確認し得ない。あるいは、この年文政十年春に出府した吉田家家老鈴鹿河内守隆啓と取り違えて、無根の中傷を春門に書き送ったのではないかと疑っている。隆啓の出府は、『気吹舎日記』文政十年三月十二日の条に、「鈴鹿河内守殿初て入来。宮川氏同道。昼後、屋代氏へ父君同道にて御出。」と記録されていることをもって証し得る。屋代は棧齋の

知友大郎弘賢，号輪池である。

その後、信友は、新たな情報を得て、三度、春門に、情報の確認と写本入手の世話を頼み入れている。『楽前日記』同年閏六月十七日の条に節録されている六月十九日付で信友が春門に与えた書簡に次のように書記されている。

一、六月十九日出、伴州五郎の書状著云々。扱例書癖さし重候。彼御領掌被下候新撰字鏡如何候哉と待兼候。又一層之懐を増候。或人曰、或説、慥ナル説ニ、京吉田家鈴鹿筑前守と歟と申入、古キ本ヲ唯要スル人ナリ。彼既ニ字鏡二冊ヲ秘匿セル鈴鹿ニあらず。京人某、此姓名を或人聞て忘たりといふ。彼鈴鹿ニ聞たらんにハ知らるべし。字鏡古写本ヲ四五本求、所持いたし候由。

元来字鏡古本全部十二巻とか売に出候を、三分して売候内、二冊を彼鈴鹿が求候由。

又四五本ハ御地之米屋と申貨殖家求メ候而珍藏いたし候由。右三家ニ而全十二冊有之、全部ニ相成候由、承之。何卒とくと御探出し被下度、偏奉希候。将又、右米屋と申も、貴翁御別懇之御様子、此頃平田に承申候。却てむつかしき勢ひも候半歟に御座候へども、何とぞ御斗可被下候。但、右米屋所持にて、貴翁御存ない事ハ在間敷、ちと疑敷候へども、又御改無キ故あらんも難測候。依之此事わざと別紙ニも相認候。扱又、右御尋出し候ハバ、やがて御写させ被下候やニ、黄白入可申義、大凡一卷黄百疋余之事にて、此方相談被下候ハバ、直様御取かかり被仰下次第、出金可仕候。様子ニ寄、弥益候とも何とか斗会可仕候間、早々可被仰下候云々。

誰から得た情報が詳らかにし得ないが、信友が得た情報は不確かなものばかりであったようである。

春門の返書の内容は、『楽前日記』同年閏六月十八日の条に次のように記録されている。

一、昨日来状伴州五郎へ返書差出ス。

米平(米屋平右衛門こと殿村茂濟)方ニハ無之よし、又、京師某所持おぼつかなきよし、鈴鹿所蔵ハマぎれ無之旨、申遣ス。並便也。

「鈴鹿所蔵ハマぎれ無之」の報を得ながら、信友は、依然として、原本所蔵者に掛け合ってみようとはしなかったようである。春門が何か手を打ってくれるものと期待していたからであろうか。

春門からの吉報を待ちあぐねていた信友の耳に、突然、菴斎が天治本の写本を持ち帰ったという評判が伝わったのは、それから半年足らずのことである。とり乱した信友が、春門に向けるべき恨みを菴斎に向けて、あられもないことを春門に書き送ったのが前に引用した文政十一年正月七日付の年始状であったのである。

以上の事実を総合すれば、菴斎の五度目の西遊の主たる目的が連胤秘蔵の天治本巻第二・巻第四両巻の書写であったことは、まず、まちがいないと言ってよからう。

連胤は、菴斎の知友吉田家家士山田阿波介以文、号錦所の門下である。菴斎は錦所に取り持ちを頼み入れて、書写に成功したのではなかろうか。

連胤が天治本を所蔵していることを菴斎がいつ知ったのか、明らかでないが、既述したように、この年文政十年三月十二日に、吉田家家老鈴鹿河内守隆啓が平田篤胤・屋代輪池を訪問したことが判明しているので、その時、輪池が隆啓から得た情報を菴斎に伝えたのが、菴斎が行動を起こす直接のきっかけとなったのではないかと考える。菟書家であり、古典籍には殊に関心をもっていた輪池が、天治本流出の噂の真相を、隆啓に質すことをしなかったとは考えられぬからである。輪池が、流出した天治本巻第二・巻第四両巻が連胤の所蔵となっていることを隆啓から聞き出して、それを同好の菴斎に伝えたとすれば、ただちに菴斎は錦所に書簡を送って、書写の取り持ちを頼み入れているはずである。その返事が、九月二十四日、憐堂が求古楼を辞去したあとに届いたと考えれば、九月二十五日に予定していた伊豆への旅を、菴斎が、突然、中止した理由も説明がつくように思われる。

*

信友は、既述の年始状に、「いかさま字鏡取いだし、」と菴斎が奸計を弄して天治本の書写に成功したかのごとく春門に報じているが、これは菴斎に遅れをとった信友が悔しさのあまり捏造した中傷と考える。恐らく、文政四年の四度目の西遊のさいに、菴斎が典薬大允・医博士福井丹波守需、号榕亭の崇蘭館に秘蔵されていた鎌倉時代頃の鈔本と伝えられる『新修本草』巻第十五の影写に成功した時の逸話を思い出して、尋常的手段では天治本の書写に成功するはずはないとの思いこみから、このたびも、同様の奸計を弄して所蔵者を欺き、書写に成功したにちがいないと極めこんで、無根の中傷を春門に書き送ったのであろう。

『新修本草』巻第十五書写成功の逸話というのは、森銑三が前掲論文に紹介している国立国会図書館所蔵『況齋叢書』第四冊所収『本草沿革攷』に、菴斎の知友小島宝素

の門弟高島彦逸の『懐旧録』によるとして伝えている逸話のことである。

新修本草第十五巻は、往年、狩谷菴上京の時、先師宝素堂先生の囑託ありしより、御医福井家より伝写せし由。その伝写の次第を聞きしに、彼の福井家は、従来、書籍を一切他へ貸出さざる家格故、予め、証類本草より抄出し、前後の体裁により一本を拵へ、彼方へ詣り、此方の本と校合したきよし頼入、持弁当にて彼家に至り、一日校合の体になせしかば、煩を避けん、又は、同本のあらばさのみ秘すべきにもあらずとや思ひけん、持帰り校合あるべしといひし故、直に持帰り、一夜に写取り、返せし由云々。

森鷗外が『伊沢蘭軒』に紹介しているほか、三村清三郎編『菴華賤』にも収録されている文政四年三月十四日付で菴が蘭軒に与えた書簡に、「福井へ尋申候。甚よく遇せられ、昨年断被申候事、途中之間違のよし等被申候。」と書記しているので、前年文政三年に、人を介して披閱を請い、その時は、榕亭に謝絶されたらしい。

『菴華賤』所収の文政二年三月二十日付で菴が蘭軒に与えた書簡にも、「福井方之義は皆川文蔵梓案内可致申候故、相待居申候。」と書記しているので、文政二年の三度目の西遊のさいにも、皆川淇園の男篁齋に取り持ちを頼み入れて、榕亭を訪問しようとしたらしい。そのことをわざわざ蘭軒に報じているところを見ると、訪問の目的の一つは、やはり、『新修本草』巻第十五の披閲であつたらしく思われる。既述の文政四年三月十四日付の書簡に、菴が崇蘭館の様子を事細かに蘭軒に報じているところから、その年文政四年に至って、菴が初めて崇蘭館訪問に成功したことが明らかであるので、篁齋の取り持ちも不首尾に終わったということになる。

菴・蘭軒は『神農本草経』の原型復元を試みていた。一世紀初頭、あるいはそれ以前に成立したと考えられる『神農本草経』は、後人が度々これを増訂してきたために、原文と後人が増訂した文とが混淆し、原型を窺い知ることができなくなっていたからである。『神農本草経』の増訂は六世紀に成った陶弘景の『神農本草経集註』に端を発し、次いで、七世紀に、蘇敬らが増訂した『新修本草』(『唐本草』)が成っている。しかし、菴らが、当時、手にすることができたのは、降って十一世紀に増訂された唐慎微の『証類本草』の改題本で、十三世紀に刊行された『重修政和經史証類備用本草』の重刊本であつたのである。渋江抽齋・森沢園編『経籍訪古志』によれば、蘭軒・宝素は明・成化重刊本各一部を、菴は朝鮮刊古活字印本一部を所蔵していたという。『新修本草』の残巻の存在を知った菴らとその写本の入手を希求したわけは、もって、推察し得るであらう。

栞斎は、文政三年に一度謝絶されているにもかかわらず、翌四年に、押して崇蘭館を訪問し、所蔵の披閱を請おうとしたのである。前稿に述べたように、文政二年の西遊の途次、市野迷庵・松崎慊堂とともに豊宮崎文庫を訪問した時は、大学頭林述斎の紹介状を持参して所蔵の披閱を請うている。このたびも、しかるべき有力者の紹介状を持参していると考えてよいであろう。

持参した紹介状の威光によって榕亭の許諾が得られたとしても、十分に披閱の時間が与えられるか否かは測りがたかったはずである。あらかじめ一本をこしらえたというのは、十分な時間が与えられなかった場合でも、その本に榕亭所蔵本との異同を書きとめることによって、江戸の知友に、その全容を伝えようとしたからかと考える。本草書は先行書の記載を極力保存することに努めながら増訂するという伝統を堅持して、いずれも編纂されている。とすれば、『重修政和經史証類備用本草』から、『神農本草經』の本文と、陶弘景、および蘇敬らが増益した注とを抄出して一本を作るとすれば、『新修本草』の態様にともかく近似した本が得られるはずである。そうしてこしらえた一本を底本として、榕亭所蔵本との異同をそれに書き入れることにすれば、不満足とは言え、ともかく榕亭所蔵本の全容を江戸の知友に伝えることができようと考えたからと推測するのである。最初から榕亭を欺くために一本を作ったというのは、話としては面白いかもしれないが、真相は、栞斎の周到な準備が、結果として榕亭を欺くことになり、思いもかけぬ影写に成功したということではないかと考えるのである。影写は原本の上に薄紙をあてて写し取るのである。墨が紙背に抜けて原本を汚損する虞があるところから、愛書家が最も嫌った行為である。栞斎が最初から影写したいと申し入れていたならば、恐らく榕亭の許諾を得ることはできなかったであろう。校合と信じたからこそ榕亭が貸与してくれた秘蔵書を、無断で影写した栞斎の行為は決して褒められたものではない。しかし、榕亭所蔵本は、散逸したのか、その後所在が知れなくなっている。現在では、名古屋市蓬左文庫所蔵の浅井貞庵旧蔵重影写栞斎影写本等によって、その全容を窺い知るほかないのである。地下の榕亭も、今は、寛恕するところであろう。

予想外の栞斎の成功が、最初から榕亭を欺く目的で一本を用意し崇蘭館を訪問したかのように、興味本位に語り広められたために、商人に対する偏見も加わって、栞斎は人柄が悪いという陰口が江戸の一部の学者の間でささやかれることになった。栞斎と交わりがなかったらしい信友が、その陰口を耳にして、栞斎を白眼をもって見るようになったとしても、そのかぎりでは、責めるわけにはいくまいと考える。

栞斎に遅れをとった信友が悔しがるのも無理はないとは考えるが、両者の行動を比

較するならば、信友は失敗すべくして失敗したこと、椋齋は成功すべくして成功したこと、明らかである。信友が、思いこみから、所蔵者に掛け合うことを全くしなかったらしいのに対して、椋齋がつてをもとめて所蔵者に掛け合ったことが明暗を分ける結果を生んだと考えられるからである。

思いこみと言えば、信友は、椋齋を「珍書をほり出し、人ニふけらかして、さて少も見せぬ風ニ相聞候也。」と春門に報じているが、既述したように、篤胤は椋齋影写の天治本を借り受けているし、浅井貞庵は重影写本を貰い受けている。椋齋が所蔵の貴重書をよく人に貸し与えていることは、既に諸家が明らかにしているところである。

篤胤は、『古史本辞経』に、次のように書記している。

世に得がたかりし、新撰字鏡の詳本、字類抄、浄蔵法師ノ伝などを始め、西に走り、東にはしり、苦心して取出たる書ども、まづ彼レ(信友)に写させ置たるが多く、其ノ外にも、己が本もて写させし書も、いと多かるを、後にわが本を無くしたるも有れば、今度の挙につきて借てよと云ヒやるに、今は亡しつ、佗の庫に入れ置たれば出し難しなど、断りを立て借さず。物学ぶ上にては斯ばかり悲き事はあらず。また佗と我が事に及ぶごとに、偽学のよしを顕露ならず云ひ聞しめ、かつ人に贈れる消息どもに、種々のあとなし言の悪事をさへに、書載せるが、世に伝へ弘まりて、我が道の妨害となれる事ども甚多かり。

これによれば、篤胤は、椋齋影写の天治本を借り受けて、それを重写し、その重写本を信友に貸し与えて再重写させたらしい。信友が、『比古婆衣』十四の巻所収の「多米宿禰本系帳考 附、新撰姓氏録本編抄本考」に、「おのれ前に新撰字鏡の天治元年に写せる奥書ありて、法隆寺一切経の墨印捺したる古本の摹を得て、」と言う「古本の摹」とは、篤胤が重写した椋齋影写の天治本のことと推察される。信友は、間接的とは言え、椋齋の学恩を蒙った一人であったということになる。「人ニふけらかして、さて少も見せぬ風」などと言えた義理ではなかったのである。信友は、篤胤重写本を借り受けた時、それが椋齋影写の天治本の重写であることを聞き取っているはずである。学者ならば、必ず、本の来歴を確かめていると考えるからである。無根の中傷を春門に書き送ったことを、はたして信友は恥じたであろうか。

信友は蒐書家を嫉視していたらしい。渡辺金造が『国学者の評判記』に紹介している平田家旧蔵の鼻毛の長人(信友)の学者評判記『なぞなぞ』に、高田(小山田)与清を評して、「与清は、よい株の川舟会所故、金があるに、ごたごたした本ずき故、やたらに本を集め、擁書倉と名づけて人に誇り、珍き本を買集めて、人に見せず、ふけらかす、」

と書記している。与清が蔵書を人に利用させていたことは、当時、広く知られていたはずである。それを信友が知らぬはずがない。知っていて、座興とは言え、信友は、こういう中傷をしているのである。

早稲田大学図書館所蔵の与清の日記『擁書樓日記』文化十三年三月九日の条に、その日定めたという「文庫私令」が記録されている。第一条「凡請借書者、必須留相当之物為之質。若無質者、不許貸焉。」は、借りた書物を返しに来ない者が多いことにたまりかねて、あえて制としたのであるらしい。また、第二条「凡入庫内之輩、勿漫開書函。」は、無断で書庫内に入り、書函を開けて書物を取り出し、乱雑に書函に戻してそしらぬ顔をする者が多いことにたまりかねて、あえて制としたのであるらしい。与清は、こういう「文庫私令」を必要とするほど、人に蔵書を利用させていたのである。

『古史本辞経』の所説は、篤胤と信友の間柄が険悪になった時のものであるから、鵜呑みにするわけにはいかないが、それにしても、信友の言動は、その人格を疑われてもいたしかたないものと言うほかないようである。

信友は、『比古婆衣』六の巻所収の「見在書目録を写して奥に書つきたる」の追記に、「此本は、己、さきに室生寺古本の臨本を得て、信近に命せて写させおけるを、この頃、其の真古本を見る事を得たり。」と書記している。天保二年五月八日の日付である。宮内庁書陵部所蔵室生寺旧蔵鎌倉時代初期鈔『日本国見在書目録』は、当時は、棧斎の所蔵であった。「珍書をほり出し、人ニふけらかして、さて少も見せぬ風。」と春門に書き送った三年後に、信友は、棧斎から、同書を借り受けているのである。さぞかし寝覚めが悪かったことであろう。

注

1. 山田琢訳注『慊堂日曆』（東洋文庫）に、「本月三を以て帰る。」と「日」字を脱しているのは誤植であろう。
2. 同訳注の記載は原文を節録したものである。
3. 『神習文庫図書目録』標記の題名。原書各冊の外題（括弧内は内題）は次の通りである。

1 案前日並記（案前日並記）	文政 5, 7- 9
2 田鶴日記（田鶴舎日次記）	同 5, 10-12
3 田鶴舎日記（田鶴舎日次記）	同 6, 1- 3
4 田鶴舎日次記（田鶴舎日次記）	同 6, 4- 6
5 同上	同 6, 7- 9
6 同上	同 7, 1- 3
7 同上	同 7, 4- 6
8 田鶴日記（田鶴舎日次記）	同 7, 7- 9

9	同上	同	7, 10-12
10	文政日記田鶴 (田鶴舎日次記)	同	8, 4- 6
11	田鶴舎日次記 (多豆舎日次記)	同	8, 7- 9
12	同上	同	8, 10-12
13	稲図舎日次記 (稲図舎日次記)	同	9, 1- 3
14	同上	同	9, 4- 6
15	文政日記稲図 (稲図舎日次記)	同	9, 7- 9
16	稲図舎日記 (稲図舎日次記)	同	9, 10-12
17	同上	同	10, 1- 3
18	同上	同	10, 4- 閏6
19	文政日記稲図舎 (稲図舎日次記)	同	10, 7- 9
20	神楽前日次記 (稲図舎日次記)	同	10, 10-12
21	田鶴舎日並記 (田鶴舎日並記)	同	11, 1- 6
22	同上	同	11, 7-12
23	同上	天保元,	1-12
24	楽前日記 (楽前日次記)	同	2, 1-12
25	□保日記楽前 (楽前日次記)	同	3, 1-12
26	楽前日記 (楽前日次記)	同	5, 1-12
27	同上	同	6, 1-12
28	[] 次記 (楽前日次記)	同	7, 1- 9

4. 前掲訳注がこの記事を文政十二年十一月十九日の条に収めているのは誤りである。

5. 同訳注がこの記事を文政十二年九月十三日の条に収めているのは誤りである。